

小作争議調査表

No. 108

(昭和九年十一月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	梁上郡八屋町大字八屋字惣原	終 熄	昭和九年三月六日
	發 生		昭和九年十一月九日
關 係 人 員	地主 相本孫六 小作人 木村清松	關 係 地 積	五反十一歩
地 主 關 係 團 體	小作人 日農豐多聯合會 八屋支部	種 類 面 積	定此 三畝四歩
原 因	小作人十作科 十一俵半と不同為 昭和八年度八俵に減額方を要求したるに因り。		
要 求 事 項	小作科五割減要求		
經 過	西署接衛の結果、小作人九俵 地主十一俵に増進し、地主は解決 に至らず、一方小作人組合側も在 り、小作人の要求を認めず、地主は 金物合を閉じ、競加を計り、背 せり、時時除名処分を付し、地主 知事も意見無きあり 地主も十作調停申請 十月二日調停委員多令と九俵 と一俵九月五十年で控算し 十月五日半額を支拂ふこととし 一度解決したるに、小作人は了		
結 果	九俵代金八十五圓五十五分、十月 七十五日地主に現金を交付し、小作 人十作		

(月報番號 第 37 號)

備 考	結 一 小作人十俵代金八十五圓五十五分は地主より小作人に 二十作人 棚町正太郎 五反三畝四歩にあり、六百五十年に買取ること 三 地主は九年度十作科に免陸 四 一五畝三歩に引渡す小作人、地主は二ヶ年十作人の作り取りを 期間、地主は土地に若干の条件を付し、地主に返還すること 四 四日経過後、小作人は了
果	